

京都府総合教育センター受講管理システム構築及び運用保守業務に係る
企画提案に関する説明会での質問に対する回答

令和6年9月13日
京都府総合教育センター

質問内容	回 答
京都府総合教育センター受講管理システム構築及び運用保守業務に係る募集要領の5頁に「(7)参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続きを中止することがある。」と記載されていることについて、詳しく教えてほしい。	京都府では、プロポーザルを実施にあたり、プロポーザル運用委員会の審査を経て、実施することとなる。 参加者が1者となった場合には、再度、運用委員会の審査を受けることとなるため、必ずプロポーザルが実施できるものではないことを御了解いただきたい。
本説明会で使用のスライド資料について、提供してほしい。	京都府総合教育センターホームページ「公募型プロポーザル情報」へ掲示する。
京都府総合教育センター受講管理システム構築及び運用保守業務に係る機能要件定義書に「研修担当者(センター)」と「研修管理者(センター)」の記載があるが両者の違いについて、詳しく教えてほしい。	両者について、以下のとおり区分している。 ・研修担当者(センター) 研修を企画運営する担当者であり、当センターの全所員を指している。 なお、担当の研修のみ、システム操作ができる。 ・研修管理者(センター) 研修を企画運営する担当者が所属している部署の管理職にあたる当センターの所員を指している。 なお、所管する研修担当者の研修について、システム操作ができる。